

❗ 譲渡制限付株式（RS:リストラクテッド・ストック）の会計処理と課税関係整理（事前付与型を想定）

項目		① RS交付時※ 1	② 譲渡制限解除時※ 1	③ 株式譲渡時（売却時）※ 1
RS 発行体 （企業側）	会 会計処理 （企業会計）	交付日に公正価値を測定し、譲渡制限期間にわたって株式報酬費用を配分する。 通常は税務否認されるものと思われ、その場合には税効果会計の対象となることにも注意が必要（繰延税金資産の計上可否は回収可能性の評価次第）	譲渡制限解除時点までに、付与時の公正価値に基づく株式報酬費用の計上を続ける。 将来減算一時差異が解消。繰延税金資産が計上されている場合、取崩しが必要な可能性が高い。	発行体企業において会計処理なし。
	法 法人税	RS交付時は損金不算入。 会計上費用（株式報酬費用）を計上している場合には、解除時まで税務上加算（将来減算一時差異となる）。	解除時点で給付した金銭報酬債権額を損金算入する（※ 2）。法令上の具体的な金額に関する言及は見当たらなかったが、会計上の費用処理額である、「付与時の株価×渡制限が解除された株式数」を用いるケースが多いものと思われる。	発行体企業において課税関係なし。
	源 源泉徴収事務	交付時において経済的利益は発生しておらず、給与等の支給時期に該当しないため源泉徴収不要。	「譲渡制限解除時の株価×譲渡制限が解除された株式数」が給与所得（退職所得となる場合あり）として扱われ、発行体企業は源泉徴収義務を負う。	発行体企業において課税関係なし（自己株取得をする場合等のケースを除く）。
RS 付与者 （従業員等）	所 個人所得税	譲渡制限が付されている段階では経済的利益の確定がないと考えられ、所得税の課税関係は生じないものと思われる。	通常は解除時の経済的利益（「解除時の株価×譲渡制限が解除された株式数」）が給与所得（退職所得となる場合あり）として課税される。年末調整または確定申告で精算。	譲渡制限解除時に給与所得等として課税された金額＋自己負担額を取得費とし、売却価額との差額が株式等の譲渡所得として申告分離課税される。 RS取得時に自己負担がある場合には取得費に含めて控除を受けるのが妥当と思われる。

※事前交付型の譲渡制限付株式（RS:リストラクテッド・ストック）を想定した解説を行っている。

※付与対象者が役員の場合には、定期同額給与には該当せず、損金算入するには事前確定届出給与としての要件を満たす必要がある（ただし、一定の要件を満たせば事前届を省略可能）。